

令和7年度～令和9年度 松山市地域包括支援センター運営方針

I 【策定趣旨】

この「松山市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的として策定する。

II 【地域包括支援センターの意義・目的】

センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することにより、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指す。

III 【運営上の基本理念】

1 公益性

センターは、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

また、センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを念頭に置き、適切に事業運営を行う。

2 地域性

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であることから、各圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が、個々の判断で独自に業務を行うのではなく、センター長を中心にセンター職員が相互に情報を共有し、連携・協働の体制を構築しながらチームアプローチで業務を遂行する。

IV【業務の基本方針】

1 設置場所等

本業務を実施する圏域は、市内13圏域(サブセンター2か所を含む)とし、基本的な運営体制を視点を置き、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者が利用しやすい場所に設置する。

2 センターとしての姿勢

センター業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、専門職等がチームアプローチで高齢者に関する様々な相談に応じ支援する。

また、各センターの専門職が共通の事案を協議する専門部会やその他研修会に積極的に参加し、職員の意識統一とスキルアップに努める。

3 市との連携

センターの業務を円滑に実施するためには、市の多くのセクションとの連携が重要である。そこで、市とセンター相互の理解が不可欠であるため、常日頃から支援の体制や状況等について情報を共有し、困難事例が発生した際には関係セクションが一丸となって、迅速に対処できるような環境づくりに努める。

4 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日常の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

5 個人情報保護

センターは、高齢者の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護の重要性を常に意識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱う。

6 事業計画

センターは、年度ごとに策定する地域の実情に応じた重点課題・重点目標を示した事業計画に基づき、各圏域において創意工夫しながら業務運営を行う。

V【事業内容】

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア 地域におけるネットワークの構築

サービス提供機関や専門相談機関をはじめ、地区民生児童委員協議会等、地域の様々な関係団体と連携し、総合相談支援において必要なネットワークの構築を図るとともに、認知症高齢者SOSネットワークを推進・活用することで地域における見守り体制の構築を図る。

イ 実態把握業務

地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。そのために、地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集など、情報が寄せられやすい体制を構築する。

ウ 総合相談支援

訪問による相談対応を基本とし、初期段階で課題等を明確にしたうえで、適切なサービス提供機関や専門相談機関等へつなげる。また、支援計画等を策定するなど、継続支援が必要な方へのモニタリングを行う。

(2) 権利擁護事業

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の活用促進のため、関係機関との連携を図るとともに、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で老人福祉法上の措置を行う必要があると判断された場合には、市と連携して必要な支援を行う。また、措置後の状況把握にも努め、成年後見制度の利用等を含めた適切な支援を行う。

ウ 高齢者虐待への対応及び養護者支援

地域住民や関係機関等と密接に連携を取りながら、虐待の早期発見等に努める。発見した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに状況を把握し、市と連携して当該高齢者及び養護者に必要な支援を行う。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、場合により、市とも連携を図りながら適切な対応を行う。

オ 消費者被害の防止

各専門職(団体)及び関係機関と連携して消費者被害情報等について把握し、地域の民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等へ消費者被害情報の伝達や連携を図ることにより、被害を未然に防ぐよう支援するとともに被害の回復のための関係機関を紹介する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるよう支援する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

ウ 日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員に対する個別の相談、居宅(施設)サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。また、必要に応じて、事例検討会や研修会の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。

(4) 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況等に応じて、対象者自らのその選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業等その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

(5) その他

ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努める。

イ 地域ケア会議の実施

地域における包括的な支援体制を推進するため、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を開催し、多職種協働による個別課題の解決やセンター圏域における地域課題の共有等を通じて、高齢者支援の充実を図る。

2 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて対象者自らのその選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業

等その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

また、センターの設置者は、本事業の一部について、法第115条の47第5項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所に委託することができ、その場合には適正に行うものとする。

3 指定介護予防支援事業

居宅要支援被保険者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整などを行うこと。

なお、本事業及び第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)と第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)は、共通の考え方に基づき一体的に実施すること。

4 包括的支援事業(社会保障充実分)

以下の事業において、これらの事業主体と緊密に連携・調整できる体制を確保すること。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 認知症総合支援事業

5 その他

地域包括ケアシステムの構築に必要な事業と連携・協働すること。